

～Q & A～

●対象のヘルメットについて

Q1：安全認証付きのヘルメットとは、どのようなものですか。

A1：ヘルメットに次のような安全認証マークが貼られているものが対象となります。

安全認証マーク

	SGマーク	(一財) 製品安全協会の安全認証
	JCFマーク	(公財) 日本自転車競技連盟の安全認証
	CEマーク (EN1078のみ)	EU加盟国の安全認証
	GSマーク	ドイツの安全認証
	CPSCマーク	米国消費者製品安全委員会の安全認証

※その他の安全認証を受けたヘルメットを購入する場合は、事前に相談してください。

Q2：令和6年4月1日より前に購入したものは対象となりませんか。

A2：対象となりません。購入の日は領収書の日付けで確認します。

●申請について

Q3：領収書の代わりにレシートの添付は認められませんか。

A3：レシートであっても、「①申請者の氏名、②領収日、③領収金額、④購入相手方、⑤購入品名」の①～⑤すべての記載があるものであればかまいません。「領収書作成例」参考。

Q4：インターネットで購入したものは対象となりますか。

A4：対象となります。ただし、「領収書作成例」のような領収書が発行可能か事前に販売店に確認下さい。なお、送料などヘルメット本体以外の費用については補助の対象外となります。

Q5：保護者も市内在住の者でないといけないのか。

A5：ヘルメットを着用する方が市内在住であれば、保護者の方は市外の方でもかまいません。

Q6：販売店が発行したレシート型の領収書に、申請者の氏名の記載がありません。

A6：販売店の方に、レシートの余白に申請者の方の氏名を記入してもらってください。

Q7：補助金は1人につき1個とあるが、対象年齢の子どもが3人いる場合、保護者1人につき1人分しか申請できないのか。

A7：「1人につき1個」とは、児童生徒等や高齢者が受けられる補助金が1人につき1個限りということです。この場合、保護者1人で3人分の申請が可能です。

Q8：小学1年生の子どもにヘルメットを買いたいが、誕生日を迎える前なので6歳のため対象とらないのでしょうか。

A8：令和6年度中に7歳の誕生日を迎える方は対象となりますので、誕生日前でも申請いただけます。